

# 静岡県家畜共同育成場指定管理者募集要項

## 資料編



令和3年9月22日

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

## 目 次

1	静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例（案）	資料 1
2	静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則	資料 2
3	静岡県家畜共同育成場の立地概要	資料 3
4	天城哺乳場・放牧場（（公社）静岡県畜産協会資料）	資料 4
5	静岡県家畜共同育成場関係図面	
(1)	天城放牧場 案内図	資料 5-1
(2)	天城放牧場 平面図	資料 5-2
(3)	天城放牧場 航空写真	資料 5-3
(4)	天城放牧場・哺乳場 主要施設配置図	資料 5-4
6	令和 3 年度静岡県家畜共同育成場管理運営方針	資料 6
7	（公社）静岡県畜産協会家畜共同育成事業実績	
(1)	育成牛受託等の状況	資料 7-1
(2)	令和 2 年度静岡県家畜共同育成場事業報告書	資料 7-2
8	静岡県畜産技術研究所の試験への受託牛の提供について	資料 8
9	焼津市以西の受託牛の輸送について	資料 9
10	家畜伝染病の検査等について	資料 10

## ○静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例（案）

昭和41年10月14日

条例第53号

静岡県家畜共同育成場の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

## 静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例

（題名改正〔平成17年条例60号〕）

## （趣旨）

第1条 この条例は、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例60号〕）

## （設置）

第2条 家畜資源の確保及び畜産経営の改善に資することを目的として、静岡県家畜共同育成場（以下「育成場」という。）を伊豆市及び賀茂郡西伊豆町に設置する。

（一部改正〔昭和42年条例42号・43年47号・45年55号・46年19号・平成8年5号・11年5号・16年64号・17年8号・60号〕）

## （施設）

第3条 育成場の施設は、天城放牧場及び天城哺乳場とする。

（追加〔平成17年条例60号〕）

## （事業）

第4条 育成場は、次に掲げる事業を行う。

- （1）育成場を畜産農家の使用に供すること。
- （2）乳用牛及び肉用牛の育成に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（追加〔平成17年条例60号〕）

## （使用期間等）

第5条 育成場の使用は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる家畜について同表の右欄に掲げる期間を限度とする。

施設	家畜	期間
天城放牧場	生後5か月齢以上生後24か月齢以下の乳用牛又は肉用牛	20か月
天城哺乳場	生後1か月齢以上生後7か月齢以下の乳用牛又は肉用牛	7か月

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、前項の表の右欄に掲げる期間を延長し、又は同表の中欄に掲げる家畜に該当しない乳用牛又は肉用牛であっても次条第1項の規定によりその使用を承認し、若しくは同条第2項の条件を付することができる。

（追加〔平成17年条例60号〕）

(使用の承認)

第6条 育成場を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、育成場の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(一部改正〔平成17年条例60号〕)

(使用の不承認)

第7条 知事は、前条第1項の承認(第5条第2項の規定による場合を含む。以下この条において同じ。)を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 育成場の管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他その使用が不適當であると認めるとき。

(一部改正〔平成17年条例60号〕)

(使用の承認の取消し等)

第8条 知事は、第6条第1項の承認(第5条第2項の規定による場合を含む。)を受けた者(以下「使用者」という。)について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、前条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第6条第2項の規定により付された条件(第5条第2項の規定による場合を含む。)に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に育成場の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の育成場の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの
  - ア 第5条第2項の規定による期間の延長
  - イ 第6条第1項の規定による使用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与(第5条第2項の規定による場合を含む。)
  - ウ 第7条の規定による使用の不承認(同条第1号に掲げる事由による使用の不承認を除く。)
  - エ 第8条の規定による承認の取消し又は使用の制限(第7条第1号に掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。)

- (2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業に関する業務
- (3) 育成場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、育成場の管理に関して知事が必要と認める業務

(追加〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者の指定の申請)

第10条 前条第1項の規定による指定は、育成場の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者の指定)

第11条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものの中から、最も適切に育成場の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、畜産農家の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、育成場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第12条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(利用料金の納付)

第13条 指定管理者が第9条第2項第1号イの規定により行う第6条第1項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、1頭につき1日675円の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成17年条例60号〕、一部改正〔平成20年条例37号・26年36号〕)

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は還付しない。

(一部改正〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者の事業報告)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成17年条例60号〕)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一部改正〔平成20年条例37号〕)

2 知事は、新たに第11条の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が第9条第2項に掲げる業務を開始する前においても、第13条第2項の規定による承認を行うことができる。

(追加〔平成20年条例37号〕)

附 則(昭和42年7月11日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年7月16日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年12月5日条例第55号)

この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月15日条例第19号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月24日条例第11号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第64号)

この条例は、平成17年1月17日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第8号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月15日条例第60号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第10条から第12条までの規定の例により行うことができる。

- 3 新条例第13条第2項の規定による知事の承認があるまでの間は、1頭につき1日577円を同項の規定により知事の承認を得た利用料金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の利用料金をいう。)の額とみなす。

附 則(平成20年10月24日条例第37号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行前においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成26年3月28日条例第36号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行の前日においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成31年3月26日条例第35号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行の前日においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(令和〇年〇月〇日条例第〇号)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行の前日においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

## 静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県家畜共同育成場管理規則（昭和41年静岡県規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例（昭和41年静岡県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請書等）

第2条 条例第10条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあつては、外国人登録証明書の写し）
- (4) 団体の活動実績を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（事業報告書）

第3条 条例第15条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 静岡県家畜共同育成場の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 静岡県家畜共同育成場の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（補則）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年7月15日規則第68号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。



別記様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地  
申請者 名称  
代表者の氏名 ㊟  
(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県家畜共同育成場の管理に関する業務を行いたいので、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）
- 4 団体の活動実績を説明する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

## 静岡県家畜共同育成場の立地概要

## 1 位置

静岡県伊豆市湯ヶ島及び賀茂郡西伊豆町にまたがった西天城高原の稜線沿いに立地し、牧場の中央に仁科峠が位置している。

## 2 標高

○主要施設：765m から 800m      ○牧場全体：750m から 900m

## 3 地形・地質 山岳地形、火山灰土

## 4 土地利用面積

牧 草 地			計	野草地	山林・施設	合 計
採草兼 放牧地	放牧地					
	機械管理可能	機械管理不可				
傾斜 12%以下	傾斜 12~30%	傾斜 30%以上				
9.9ha	33.0ha	19.4ha	62.5ha	3.9ha	58.8ha	125.1ha

## 5 気象

伊豆半島西岸に面した山岳地域のため、年間を通じて降水量が多いこと、霧が発生しやすく雨季等は多湿になりやすいこと、年間を通じて風速が強い。

気温(推定値)	−3℃~29℃ 平均気温 12℃(8月：22℃、1月 2℃前後と見込まれる) ※松崎地域気象観測所の気象平年値、標高差から推定した気温推定値を参照(別紙)。
降水量(推定値)	3,500mm~4,500mm (近傍の湯ヶ島・天城山のアメダス測候データより推定) (参考)年間平均雨量 天城山 4,553mm、湯ヶ島 2,842mm、松崎 1,962mm
積雪	年に数回程度の積雪があるが、根雪になることは少ない。 ただし、数年に一度、50cm 程度の積雪がある。
風向・風速	仁科峠、風早峠が牧場中央に位置しており、冬期に稜線と直角に吹く西風が特に強く、平地に比べて風速が非常に強い。 (現在の放牧育成牛舎の建築時には、耐風速 44m/s で設計・建築)

## 6 交通

伊豆箱根鉄道修善寺駅から自家用車で約 40 分、東名高速道路沼津インターから自家用車で約 1 時間 30 分。

国道 136 号線を土肥方面へ西進し、船原峠より県道西天城高原線(411 号)を南下し、風早峠より県道伊東西伊豆線(59 号)を東に入る。

別紙 松崎地域気象観測所の気象平年値と天城放牧場の気象推定値

松崎地域気象観測所における気象要素の統計値(平年値 1991～2020)

月・全年	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
1	7.0	11.4	2.1	3.3	185.4	73.9
2	7.5	12.1	2.3	3.0	175.4	97.4
3	10.3	15.0	5.0	2.6	180.1	161.1
4	14.5	19.3	9.2	2.3	192.4	174.1
5	18.4	23.4	13.7	2.0	194.7	182.0
6	21.7	25.7	18.4	1.8	135.3	231.6
7	25.4	29.3	22.3	1.8	161.5	246.4
8	26.5	31.0	23.1	1.8	211.3	153.7
9	23.5	28.1	19.8	1.7	163.1	238.9
10	18.7	23.5	14.4	1.7	158.2	198.1
11	13.9	18.7	9.2	2.2	161.7	131.2
12	9.3	13.9	4.4	3.1	178.2	73.8
通年	16.4	20.9	12.0	2.3	2096.4	1962.1

※ 気温・風速は平均、日照時間・降水量は合計

天城放牧場における気温の推定値

月	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	月	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)
1	2.1	6.5	-2.8	7	20.5	24.4	17.4
2	2.6	7.2	-2.6	8	21.6	26.1	18.2
3	5.4	10.1	0.1	9	18.6	23.2	14.9
4	9.6	14.4	4.3	10	13.8	18.6	9.5
5	13.5	18.5	8.8	11	9.0	13.8	4.3
6	16.8	20.8	13.5	12	4.4	9.0	-0.5

注)松崎地域気象観測所の標高 4.0m (温度計の地上高 1.5m)、天城放牧場の標高を 900m、標高が 100mあがるごとに-0.55°Cとして推定。

静岡県家畜共同育成場

# 天城哺乳場・放牧場

県内の牛飼養農家から  
子牛を預かり育てます。



静岡県伊豆市湯ヶ島 892-2

TEL 0558-85-1172

FAX 0558-85-1511

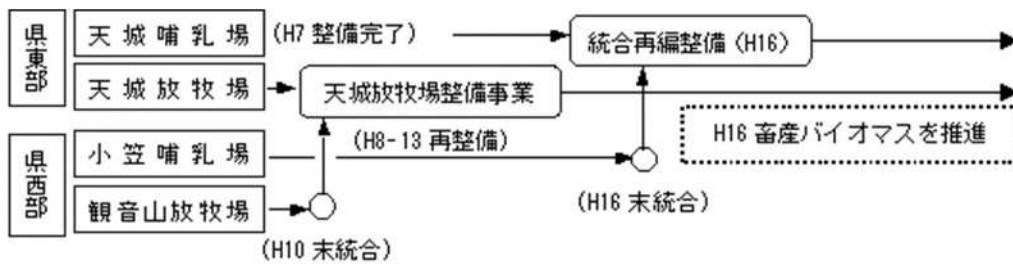
指定管理者：公益社団法人静岡県畜産協会

## 1 設置の目的

天城放牧場は、昭和 42 年に家畜資源（牛）の確保と畜産経営の改善を図るため、伊豆市湯ヶ島及び西伊豆町宇久須にまたがる西天城高原に、県が設置した県営放牧場です。

その後、県内各地の県営放牧場と哺乳場が順次統合され、最終的には、平成 16 年度に天城放牧場内に県内唯一の県営育成牧場として、県内の農家から雌の子牛を預かり、哺乳・育成する「静岡県家畜共同育成場天城哺乳場・天城放牧場」が設置されました。

また、平成 18 年度からは、「静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例」により牧場の管理運営について指定管理者制度が導入され、現在は、公益社団法人静岡県畜産協会が指定管理者として指定されています。



## 2 施設の概要

### 【哺乳場】 収容頭数 200頭

哺乳ロボットによる哺乳を行っています。

離乳後は、良質な乾草と配合飼料を給与し、その後の放牧に順応できるよう、餌を十分摂取し消化できる胃づくりをします。



### 【放牧育成牛舎】 収容頭数 270頭

夏季（5月～10月）は、育成前期の牛を主体に草地に放牧して生草を十分給与し、胃の発達を促すとともに、妊娠できる体づくりを行います。

冬期（11月～4月）は、牛舎内での飼育を主体に、乾草と配合飼料を給与します。

### 【採草放牧地】 草地面積 62.5ha

場内で生産された堆肥を活用して牧草を育てた優良草地に放牧し、足腰の強い牛を育成します。



### 3 哺乳場・放牧場での基本的な飼育管理

#### (1) 預託前の子牛の管理(利用者の皆さまへのお願い)

預託前の子牛の状態は、その後の育成成績に最大の影響を及ぼしますので、預託前に次の事項を確実に行っていただくようお願いします。

- ✓ 個体識別耳標の装着と分娩の届出し、哺乳場へ預託する届出を行ってください。
- ✓ 育成中の疾病・事故予防のため、母牛に適切なワクチンを接種し、子牛には初乳を十分給与してください。
- ✓ 奇形や臨床的に異常がないことを確認してください。
- ✓ 預託前には、除角を行ってください。
- ✓ 夏期における遠隔地(県西部地域)からの子牛輸送のお願い  
子牛の健康(脱水予防)のため、輸送直前に経口補液剤を約2%給与してください。

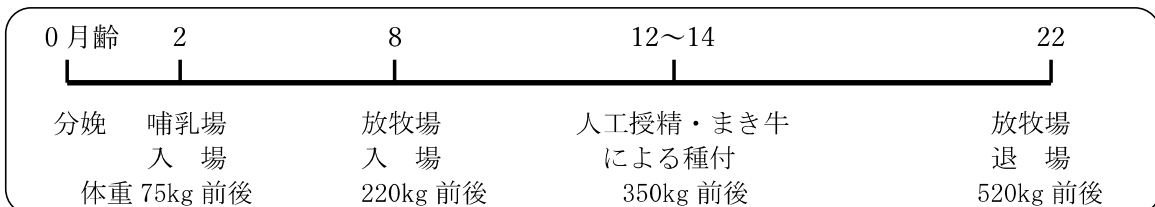
※ご理解をお願いします  
預託前、協会の預託推進員が子牛の状態を確認させていただき、預託の延期・中止をお願いする場合があります。

なお、家畜共同育成場では、哺乳場到着後に時に子牛の健康状態を確認し、経口補液剤、抗生剤とビタミン剤を投与し、牛のストレスの緩和、疾病発生の予防対策を実施します。

#### (2) 哺乳場・放牧場での基本的な飼育管理

哺乳場では、概ね10頭を1群として群を構成し、月に一回牛房を移動させながら飼育し、概ね8ヶ月齢を目安に放牧場に移動させます。

放牧場では、4～5群の構成で管理し受胎適期の月齢に到達した牛に、人工授精を行います。(リピートブリーダー等止む得ない場合、自然交配を行うことがあります。)



飼料給与は、発育状態や月齢に応じて飼料設計を行い、放牧中でも、草の状況に応じて濃厚飼料や乾草を補助飼料として与えます。冬期では、屋根付きパドックが併設された牛舎での飼育を主体とし、十分な濃厚飼料と乾草等を与えます。

#### (3) 疾病対策

家畜保健衛生所の指導のもと、伝染性疾病の発生とまん延の予防に努めます。

- ・ 3ヶ月齢：6種混合ワクチン接種（IBR、BVD1・2型、PI3型、RS、アデノ）
- ・ 5ヶ月齢：牛伝染性リンパ腫(旧称：牛白血病)検査
- ・ 6ヶ月齢：家畜伝染病予防法に基づく検査（ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫等）  
★牛伝染性リンパ腫の抗体陽性牛は、牧場内のまん延防止の観点から、農家様(利用者様)にお返しいたします。ご理解とご協力をお願いします。
- ・ 12ヶ月齢：5種混合ワクチン接種（IBR、BVD1・2型、PI3型、RS）
- ・ 放牧した牛は、定期的に小型ピロプラズマ病等の検査を実施します。



## 4 預託の申し込みと預託料金

- ・家畜共同育成場を利用(子牛を預託)したい場合は、農協を通して(公社)静岡県畜産協会に申し込んでください。
- ・預託料金は、1頭1日613円(うち消費税及び地方消費税55円)で、毎月の預託日数に応じた額を月末で計算し、翌月に請求します。
- ・入退場時の輸送経費、予防注射料、家畜伝染病検査料及び人工授精料、ホルモン処置、除角処置料等の経費は、利用者様の実費負担となります。
- ・哺乳場のみのご利用を希望の場合は、利用者様と協議のうえ受け入れを決定します。

## 5 繁殖用肉用牛の預託

- ・繁殖用肉用子牛(雌)につきましても、預託を受け入れます。指定管理者の(公社)静岡県畜産協会にお尋ねください。

### 重要！ 死廃事故・治療費の取り扱い

家畜共済への加入をお勧めします！

- ・預託期間中の死亡廃用は、預託規定に基づき補償いたします。この場合、協会の基準補償額から家畜共済金相当額を差し引いて、利用者様にお支払いします。
- ・診療は、原則共済獣医師に依頼するため、治療費は預託者負担(家畜共済利用)となります。
- ・**家畜共済未加入の牛も、補償額の決定と治療費請求は、家畜共済利用と同様にさせていただきますので、家畜共済制度の加入・利用をお願いします。**



預託に関する質問や問い合わせにつきましては、協会本部・牧場にお尋ねください。

(公社) 静岡県畜産協会  
静岡市葵区相生町14番26-3号  
TEL 054-274-0210  
FAX 054-253-3215

天城哺乳場・放牧場  
伊豆市湯ヶ島892-2  
TEL 0558-85-1172  
FAX 0558-85-1511

## 静岡県家畜共同育成場 関係図面

- 5 - 1 天城放牧場 案内図
- 5 - 2 天城放牧場 平面図
- 5 - 3 天城放牧場 航空写真
- 5 - 4 天城放牧場・哺乳場 主要施設配置図



資料5-1

③突き当たり  
を左折

①右折  
牧場の家  
方面へ

②右折  
西伊豆スカイラインへ

○右折  
国道136号へ

○左折  
天城湯ヶ島方面

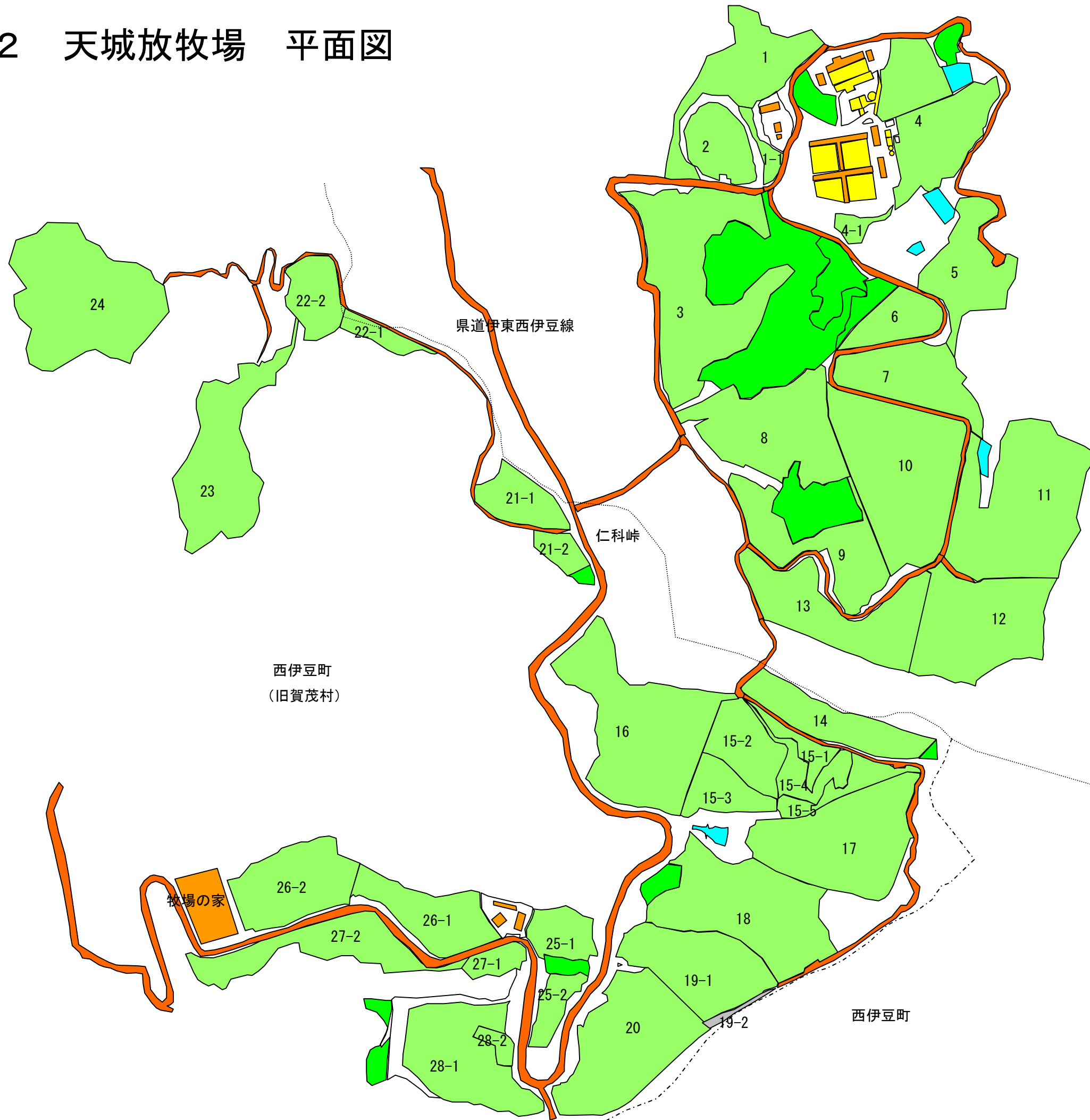
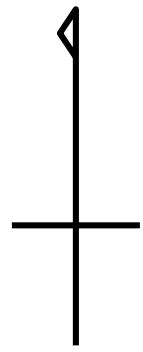
○右折  
あまぎの森  
天城放牧場へ

### 天城放牧場への交通(自家用車の場合)

三島市方面から、国道136号線を南下し、伊豆市湯ヶ島から、土肥方面へ向かう。途中、牧場の家(西天城高原)・西伊豆スカイラインへ2度右折し、突き当たりを左折し仁科峠方面へ南下する。風早峠付近で、天城湯ヶ島方面へ左折し、数百m下ったところに天城放牧場の入り口があります。

三島駅からの所要時間は1時間30分です。

# 資料5-2 天城放牧場 平面図





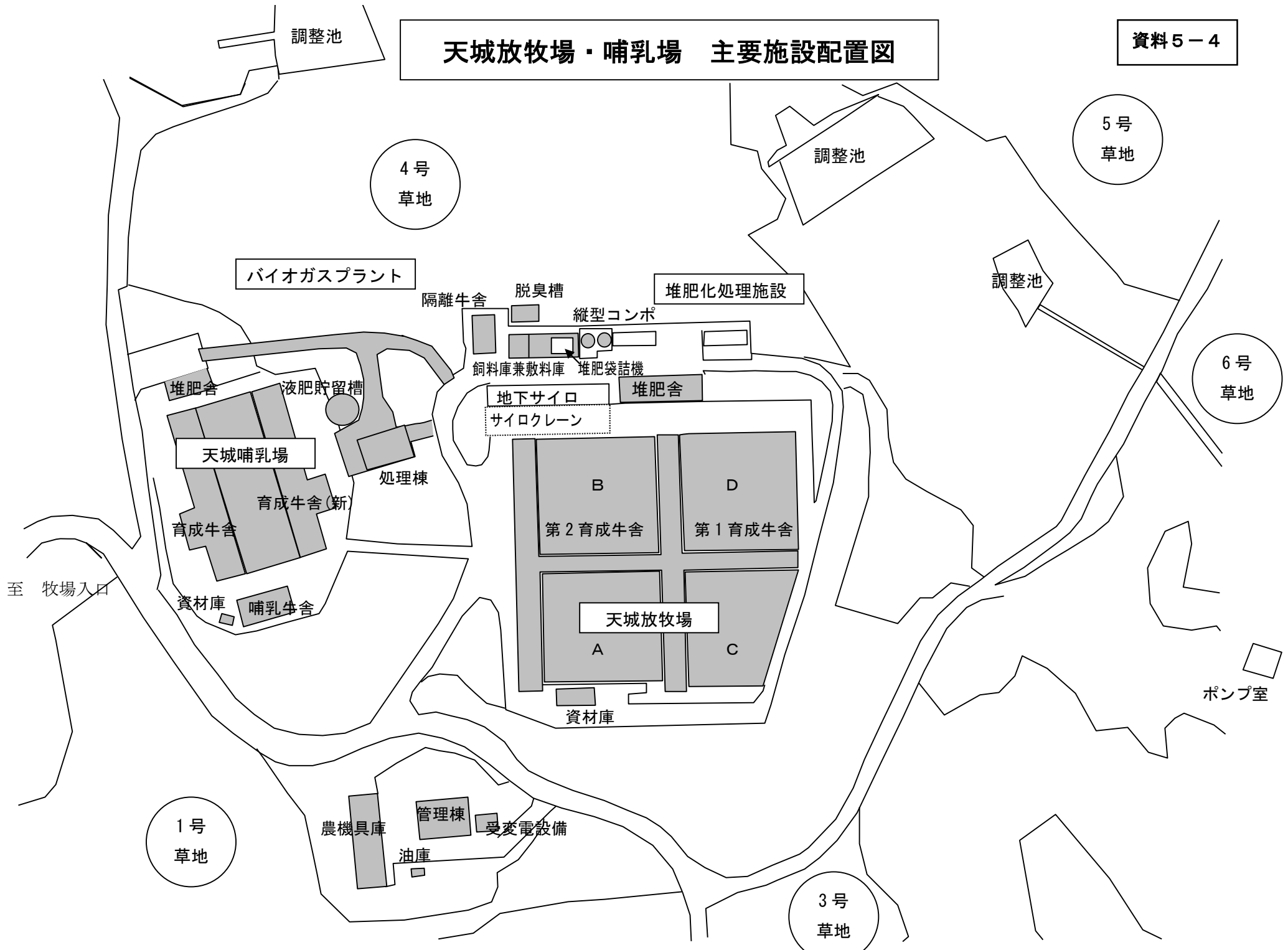
# 天城放牧場 航空写真

(平成12年12月5日撮影)

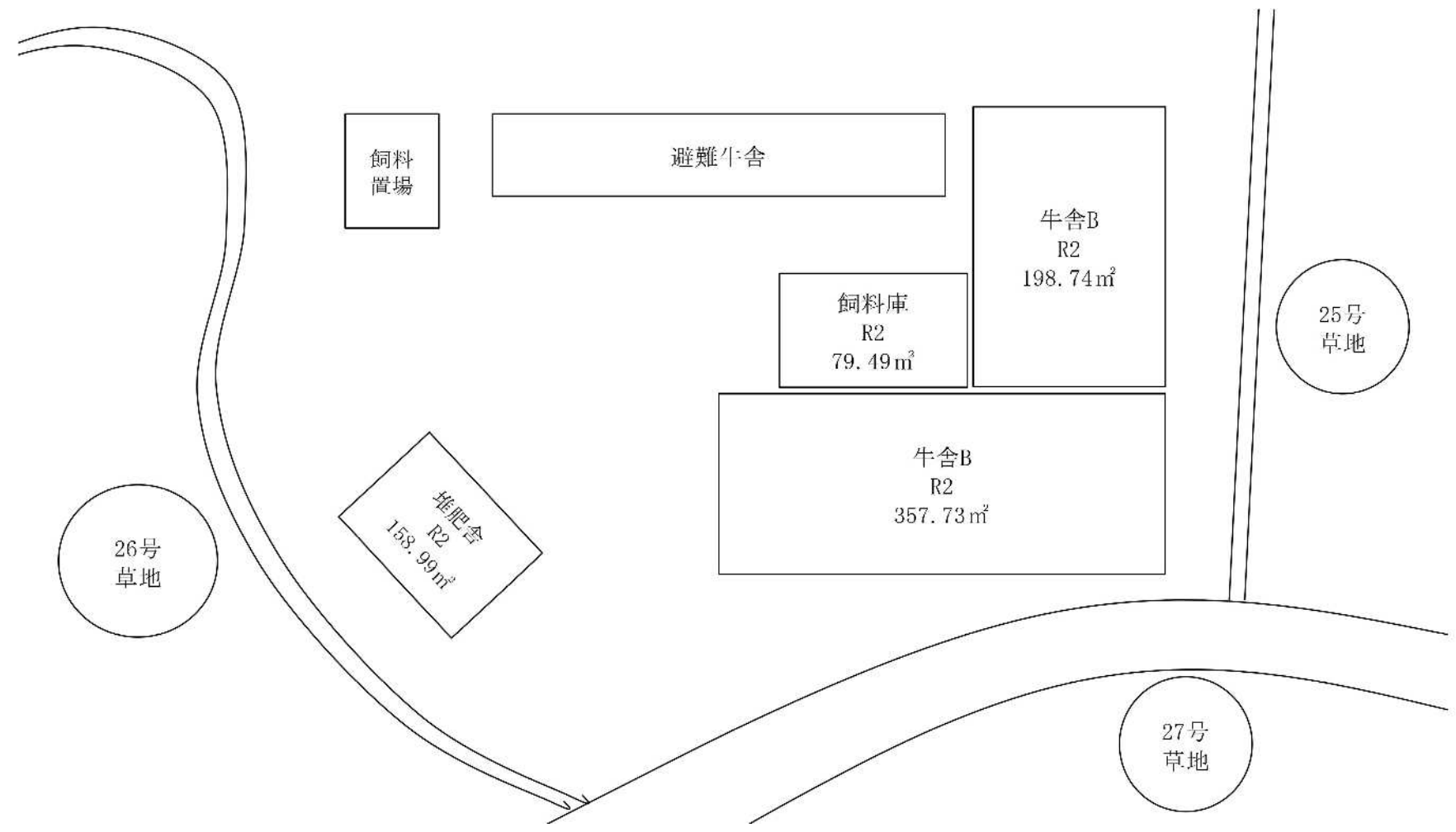


# 天城放牧場・哺乳場 主要施設配置図

資料5-4



天城放牧場 宇久須地区施設配置図



## 令和3年度 静岡県家畜共同育成場管理運営方針

### はじめに

本方針は、静岡県家畜共同育成場の管理運営が適正に行われるための技術的な方法を定めたものである。

しかし、この方針で示したものより効率的、効果的に管理運営が行われると判断される場合は、指定管理者の発意により管理運営を実施できるものとする。

また、方針の大幅な修正が必要である場合は、指定管理者と県と協議等を行い、その都度内容の修正を行う。

### I 環境と調和した農業生産活動

環境と調和した農業生産活動を行うために定められた「農業環境規範」（家畜の飼養・生産）及び家畜伝染病予防法に基づく「家畜の飼養衛生管理基準」を遵守するため、基本的な管理運営方針を定めるものとする。

#### 1 農業環境規範の遵守

##### (1) 家畜排せつ物法の遵守

① 家畜排せつ物は、処理・保管施設で管理するとともに、施設の定期的な点検を行い、破損等を遅滞なく修繕し、装置の維持管理を適切に行い、その点検結果等を記録することとする。

② 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法等について記録するものとする。

##### (2) 悪臭・害虫の発生防止・低減

家畜排せつ物を畜舎から定期的に搬出するとともに、定期的な清掃を行い、悪臭や害虫の発生防止に努めるものとする。

##### (3) 家畜排せつ物の利活用の推進

場内で生産される堆肥は、牧草の生産に利用するとともに、必要に応じて地域の耕種農家へ提供することとする。

##### (4) 関係法令への適切な対応

使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物処理法に従った処分するとともに、臭気や排水等が牧場外に漏出する場合は、関連法令に従った処理とする。

##### (5) エネルギーの節減

牧場で使用するエネルギーの節減のため、農業機械の点検や補修、適切な管理に努めるものとする。

#### 2 飼養衛生管理基準の遵守

(1) 畜舎及び器具の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、作業衣、作業靴等を清潔に保つこととする。

(2) 畜舎出入口には、家畜伝染病の病原体の拡散防止のため、踏み込み消毒槽を設置し、定期的に消毒液の交換を行い、記録するものとする。

(3) 飼料保管施設、飲水施設は、ねずみ、野鳥等の排せつ物等が混入しないように定期的に点検し、記録するものとする。

(4) 預託家畜を受け入れる場合は、当該家畜に異常の無いことを確認し記録するものとする。



- (5) 牧場職員以外の畜舎への立ち入りを制限するとともに、家畜搬送後の家畜運搬車は、車両の洗浄と消毒を実施し、一晚乾燥させた後使用することとする。
- (6) 預託家畜を移動させる場合は、積み込み前に当該家畜の健康状態の確認を行うこととする。
- (7) 家畜伝染病の発生リスクの高まりへの対策として、別紙8に定める基準に基づき防疫対応を実施することとする。

## II 哺乳場

### 1 哺乳牛舎

#### (1) 使用期間

通年

#### (2) 管理方法

##### ① 飼養管理

- ・ 哺乳場への入場は生後2か月齢以下の子牛で、乳用牛については、輸送前の健康検査により、別紙1に定める基準に基づき、A、B、C、Dのランク付けをし、Cランク以上の健康状態が良好なものとする。  
なお、入場時に別紙2のチェック表により健康状態、ランク等を記録するものとする。
- ・ 個体識別番号及び異動記録を確認し、受け入れ後は、速やかに（独）家畜改良センターに異動報告を行う。
- ・ 輸送前後の預託家畜に対する処置は以下のとおりとする。  
県西部地域からの預託家畜の輸送直前に経口補液剤の給与（農家）がされたことを確認するとともに、哺乳場到着後、速やかに経口補液剤、抗生剤及びビタミン剤を投与し、その1時間後に代用乳を給与することとする。
- ・ 入場時に体重推定尺により体重測定を行い、発育状況に応じた個体管理を行う。
- ・ 入場後1週間は、朝夕、温度・湿度、換気不良等の環境ストレスによる異常がないか預託家畜の健康観察を徹底する。
- ・ 哺乳舎での管理は最大20頭までとする。
- ・ 哺乳は自動哺乳機を利用し、毎日異常のないことを確認する。
- ・ 離乳は2か月齢を基準とし、人工乳摂取量が1kg/日以上であることを条件とする。
- ・ 預託家畜の観察を徹底し、特に下痢、呼吸器疾患が認められた場合には、速やかに治療を行うとともに、当該牛をカーフハッチ等により隔離飼育するなどの、まん延を防止する措置をとるものとする。なお、治療等を行った場合には、カルテに記録する。
- ・ 飼料給与は別に定めるプログラムにより行うこととする。（別紙3）
- ・ 以上の結果を預託牛管理台帳、管理日誌等に記録する。

##### ② 施設管理及び糞尿処理

- ・ 施設及び器具は定期的な清掃・消毒を実施する。
- ・ 施設の機能点検を定期的実施する。
- ・ 機械の点検、清掃を徹底するとともに、事故対策マニュアルを遵守し、事故、故障を未然に防ぐこととする。
- ・ 牛床にはオガコを使用し、除糞は定期的実施する。
- ・ 換気を十分に行う。

## 2 育成牛舎

### (1) 使用期間

通年

### (2) 管理方法

#### ① 飼養管理

- ・ 2ヶ月齢以上に達し、離乳した預託家畜を育成牛舎に収容し、概ね10頭を1群として群編成を行い、群での飼育を行う。
- ・ 育成牛舎に移動後に除角を実施する。
- ・ 発育に応じて順次、牛房を移動させ、3ヶ月齢時、6ヶ月齢時、(9ヶ月齢時)及び退場時には体重推定尺により体重測定を行い、必要に応じて発育状況に応じた群編成を行う。
- ・ 毎日、2時間以上パドック内で飼養することとする。
- ・ 4ヶ月齢に達したものに6種混合(IBR・BVD・MD (I・II)・PI・RS・アデノ)ワクチンを接種する。
- ・ 5ヶ月齢に達したものは家畜保健衛生所が実施する牛伝染性リンパ腫検査を受けることとする。また、牛伝染性リンパ腫の5ヶ月齢検査で、抗体陰性と判定された牛は1ヶ月後に再検査する。抗体陽性と判定された牛は、原則として預託農家に返還するものとする。やむを得ず飼養する場合は、抗体陽性牛は畜舎内で抗体陰性牛と別飼いし、蔓延防止に努めるものとする。
- ・ 6ヶ月齢に達したものは家畜保健衛生所が実施する監視伝染病等(ヨーネ病等)の検査を受けることとする。  
その他の家畜伝染病については、家畜保健衛生所の指示による。
- ・ 原則、8ヶ月齢に達した預託家畜は放牧場へ移動する。
- ・ 飼料給与は別に定めるプログラムにより行うこととする。(別紙3)
- ・ 以上の結果を預託牛管理台帳、管理日誌等に記録する。

#### ② 施設管理及び糞尿処理

- ・ 施設及び器具は定期的な清掃・消毒を実施する。
- ・ 牛伝染性リンパ腫の水平感染対策として、定期的なサシバエ駆除を行う。
- ・ 施設の機能点検を定期的実施する。
- ・ 機械の点検、清掃を徹底するとともに、事故対策マニュアルを遵守し、事故、故障を未然に防ぐこととする。
- ・ 牛舎の換気を十分に行う。
- ・ 牛舎床にはオガコを使用し、除糞は定期的実施する。パドックはオガコを使用せず除糞は定期的に行うこととする。
- ・ 糞尿は、堆肥舎等を利用し適切に処理する。



### Ⅲ 放牧場

#### 1 育成牛舎

##### (1) 使用期間

通年

##### (2) 管理方法

###### ① 乳用育成牛の飼養管理

- ・ 放牧場での飼養月齢は8～22か月齢を基準とする。
- ・ パドック内での飼育を基本とし、退場前の受胎群の飼育、除糞、衛生検査時、治療牛のみスタンション側の牛房を使用することとする。
- ・ 飼料給与は管理通路側の飼槽を使用する。
- ・ 収容頭数はA、B、Dパドックはおおむね50頭、Cパドックはおおむね45頭とする。
- ・ 繁殖方法は預託農家の希望により、人工授精又は黒毛和種種雄牛による自然交配とする。
- ・ 繁殖供用開始の目安は、人工授精の場合、13ヶ月齢以上で体重330kg以上、自然交配の場合、13ヶ月齢以上で体重300kg以上のものとする。
- ・ 妊娠鑑定により受胎を確認した牛は、退場までの期間を受胎群として管理する。
- ・ 人工授精は預託農家の希望により、2回若しくは3回実施し、受胎が確認できない牛は、黒毛和種種雄牛による自然交配に移行させる。
- ・ 体重測定は1ヶ月毎に行い、牛衡機または体重推定尺を使用する。
- ・ 放牧期間中は、外部寄生虫駆除剤（フルメトリン、バイチコール等）を2週間に1回の頻度で投薬するとともに、放牧開始前、7月及び終牧時には内部寄生虫駆除剤（イベルメクチン等）を投薬する。
- ・ 飼料給与は別に定めるプログラムにより行うこととする。（別紙4，5）
- ・ 以上の結果を預託牛管理台帳、管理日誌等に記録する。

###### ② 預託家畜としての繁殖和牛の飼養管理

- ・ 放牧場での飼養は、概ね分娩2ヵ月前までとする。
- ・ 長期不受胎牛は原則受託しない。
- ・ 夏季は、昼夜放牧を主体に青草を自由採食させ、状況に応じて補助飼料として配合飼料等を給与することを基本とする。
- ・ 預託前にヨーネ病、牛伝染性リンパ腫及びBVDの検査を実施し、陰性確認した牛を受け入れる。
- ・ 冬季は、舎飼を主体とし、配合飼料及び乾草等を給与する。（別紙4，5）
- ・ 外部及び内部寄生虫駆除剤は家畜保健衛生所が行う検査により、必要に応じて定めるプログラムにより投与する。

###### ③ 施設管理及び糞尿処理

- ・ 施設及び器具は定期的な清掃・消毒を実施する。
- ・ 施設の機能点検を定期的実施する。
- ・ 機械の点検、清掃を徹底するとともに、事故対策マニュアルを遵守し、事故、故障を未然に防ぐこととする。
- ・ スタンション側の牛房にはオガコを使用し、除糞は適宜実施する。パドックはオガコを使用せず、除糞は各飼養箇所をローテーションで定期的に行う。
- ・ 糞尿は、堆肥舎等を利用し適切に処理する。

## 2 牧草地

(1) 使用期間

4月～10月

(2) 使用草地

全体の草地を次のとおり区分し草生の状態を見て利用する。

区 分		草 地 番 号
天 城 側	放牧用草地	1, 2, 3, 4, 8, 10
	放牧地 (機械整備不可)	5, 6, 7, 9, 11, 12, 13
宇久須側	放牧用草地	14, 17, 18, 26, 27, 28
	放牧地 (機械整備不可)	15, 16, 19, 20, 25 (21, 22, 23, 24)

(3) 管理方法

① 放牧利用

- ・ 夏期(4月～10月)は、月齢と発育状況に応じて放牧群を編成し、概ね2週間の馴致放牧の後、牛群の一部を放牧することとする。
- ・ 放牧群には、草生の状況をみて必要に応じて育成配合飼料、乾草を給与する。

② 草地の維持管理

- ・ 草地造成整備は、耕土深が十分にあれば耕起深15cm程度、浅い場合は、作溝又は穿孔による土壌改良を行い、次の草種構成に準じ、条件により構成を変えながら、は種し、適正な肥培管理を行う。

草 種	播種量 (kg/ha)
	放牧用草地
オーチャドグラス (ナツミドリ)	15
ケンタッキーブルーグラス (ラトー)	4
トールフェスク (普通種)	5
ペレニアルライグラス (普通種)	10
	34

- ・ 肥培管理は、牧場内で生産されたたい肥を草地の利用状況に応じ散布することとし、土壌分析の結果に基づき、不足する肥料分を追肥する。
- ・ 牧柵に沿った箇所は掃除刈り及び有害雑草の除去に努める。
- ・ 牧草の追加播種は、牧草地の状況により適切に行う。

③ 草地への施肥

- ・ 草地の適正管理のため、下表を基本とし、土壌分析の結果を受けて施肥を行う。
- ・ 肥料は、草地用カリレス肥料(13-27-0など)や窒素単肥(硫安、硝安、尿素)を用いる。

時 期	施肥条件
5月下旬～ 6月下旬	窒素成分4kg/10a程度を1回(※)
9月 10月上旬	窒素成分4kg/10a程度を1回(※) 施肥を控える

※堆肥を施用したほ場では、しばらく控える

- ④ 牧草地の更新  
牧草被度の低下や低栄養性牧草・雑草の繁茂により牧草地の生産性が低下した草地は県の指導に基づき簡易更新を行う。
- ⑤ 牧柵・鹿柵の管理  
牧柵・鹿柵は定期的に見回り、補修に努める。
- ⑥ 機械管理  
機械の点検、清掃を徹底するとともに、事故対策マニュアルを遵守し、事故、故障を未然に防ぐよう努める。

#### IV 参考

- 1 月齢別作業内容（別紙6）
- 2 令和3年度月別作業計画（別紙7）

別紙1 哺育育成牛ランク付け基準

単位:kg

日 齢	A	B	C	D
30～40日	65以上	55～65	50～55	50以下
40～50日	73以上	60～73	54～60	54以下
50～60日	79以上	64～79	60～64	60以下
60～70日	91以上	75～91	70～75	70以下
70～80日	95以上	78～95	73～78	73以下
80～90日	104以上	85～104	80～85	80以下
90～100日	112以上	91～112	86～91	86以下
100～110日	121以上	100～121	93～100	93以下
110～120日	130以上	106～130	100～106	100以下

※ 入場時に発咳、下痢等の症状が認められた牛は1ランク下げる。

別紙2 天城哺乳場入場時個体チェック表

年 月 (No. )

	天城牛No.	個体識別番号			生年月日	入場時体重	健康状態				ランク	入場時の状況			特記事項
							体温	鼻汁・発咳	下痢	その他		哺乳の有無	固形飼料の摂取状況	治療の有無	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

別紙3 飼料給与プログラム<哺乳場> (日量/頭) (哺乳場)

目標体重	75	100	150	200
週齢	7	11	19	26
月齢(参考)	2	3	4	6
目標増体量(DG)	0.9	0.9	0.8	0.8
DMI	2.64	3.09	3.88	4.76
TDN要求量(kg)	1.65	2.05	2.66	3.3
CP要求量(g)	423	446	569	628
代用乳(CP24 TDN105)	0.56			
人工乳(CP18 TDN75)	1	1		
育成配合(CP19 DN69)		1	2	2
乾草チモシー	2	2	3	4.3
TDN給与量(kg)	1.7	2.3	2.7	3.3
TDN給与率(%)	103.2	113.9	102.3	100.1
CP給与量(kg)	0.5	0.5	0.6	0.7
CP給与率(%)	113.1	119.7	110.0	116.7
DM 給与量(kg)	3.03	3.41	4.26	5.37
DM 充足率(%)	114.9	110.3	109.8	112.9
NDF 含量(%)	31%	27%	33%	37%
CP 含量(%)	13%	13%	13%	12%
粗濃比	0.78	1.00	0.67	0.47

※要求量は日本飼養標準乳牛 (2017年版)

別紙4 飼料給与プログラム<非妊娠> (日量/頭) (放牧場)

目標体重	250	300	350	400	450	500
週齢	35	44	55	67	81	98
月齢(参考)	8	10	13	15	19	23
目標増体量(DG)	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.4
DMI	5.65	6.44	7.32	8.11	9	9.7
TDN要求量(kg)	3.91	4.21	4.72	4.89	5.34	4.99
CP要求量(g)	687	708	766	788	846	831
育成配合(CP19 TDN68)	3	3	3	3	3	2.5
乾草オーツ	2	2.5	3	3	4	4.5
乾草チモシー	2	2	2.5	3	3	3
TDN給与量(kg)	4.3	4.5	5.1	5.4	5.9	5.9
TDN給与率(%)	109.1	107.8	107.9	109.9	111.0	117.5
CP給与量(kg)	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1
CP給与率(%)	132.8	131.9	133.1	137.4	133.2	126.8
DM 給与量(kg)	6.20	6.66	8.34	8.79	9.79	9.86
DM 充足率(%)	109.7	103.4	113.9	108.3	108.7	101.6
NDF 含量(%)	31.7%	33.6%	36.2%	37.0%	39.3%	42.3%
CP 含量(%)	13%	12%	12%	12%	11%	11%
粗濃比	0.75	0.67	0.55	0.50	0.43	0.33

※要求量は日本飼養標準乳牛 (2017年版)

別紙5 飼料給与プログラム<初妊娠> (日量/頭) (放牧場)

目標体重	390	450	500	535	566	595
週齢	64	75	84	90	95	100
月齢(参考)	15	17	19	21	22	23
妊娠日齢	0	77	138	180	217	252
目標増体量(DG)	0.6	0.75	0.7	0.73	0.76	0.78
DMI	7.94	8.91	9.7	10.32	10.87	11.38
TDN要求量(kg)	4.8	4.97	4.99	5.24	5.47	5.68
CP要求量(g)	776	809	831	872	908	941
育成配合(CP19 TDN69)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
乾草オーツ	4	4	4.5	5	5	5
乾草チモシー	3	3	3	3	3.5	4
TDN給与量(kg)	5.6	5.62	5.9	6.1	6.4	6.7
TDN給与率(%)	116.4	112.4	117.5	117.1	117.3	117.9
CP給与量(kg)	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2
CP給与率(%)	133.0	127.6	126.8	123.4	125.5	127.8
DM 給与量(kg)	8.52	9.36	9.86	10.36	10.81	11.26
DM 充足率(%)	107.3	105.1	101.6	100.4	99.4	98.9
NDF 含量(%)	41.4%	41.4%	42.3%	43.1%	43.5%	43.8%
CP 含量(%)	11%	11%	11%	10%	10%	10%
粗濃比	0.36	0.36	0.33	0.31	0.429	0.28

※要求量は日本飼養標準乳牛 (2017年版)



## 月齢別作業内容

	月齢	作業
哺乳場 (哺乳牛舎)	入場時	<ul style="list-style-type: none"> <li>体重推定尺による体重測定</li> <li>個体チェックによるランク付け</li> <li>経口補液剤・抗生物質・ビタミン剤の投与</li> <li>到着1時間後に代用乳の給与</li> </ul>
	入場時～1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別識別番号・異動記録の確認と異動報告</li> <li>健康状態の確認(特に下痢・呼吸器症状のチェック)</li> </ul>
	2ヶ月齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工乳摂取1kg/日以上を確認し離乳</li> <li>(必要に応じて、育成牛舎移動前に抗生物質投与)</li> </ul>
哺乳場 (育成牛舎)	3～4ヶ月齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>育成牛舎移動後に除角</li> </ul>
	3～4ヶ月齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>体重推定尺による体重測定</li> <li>6種混合ワクチン接種</li> </ul>
	5ヶ月齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛伝染性リンパ腫検査(抗体陰性牛は1ヶ月後に再検査)</li> </ul>
	6ヶ月齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>体重推定尺による体重測定</li> <li>ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫検査</li> </ul>
放牧場	8ヶ月齢～	<ul style="list-style-type: none"> <li>放牧場(育成牛舎)に移動</li> <li>牛衡機または体重推定尺による体重測定(毎月1回)</li> <li>5種混合ワクチン接種(12ヶ月齢)</li> </ul>
	13ヶ月齢～	<ul style="list-style-type: none"> <li>体重300kg以上のものは自然交配による繁殖開始</li> <li>体重330kg以上のものは人工授精による繁殖開始</li> </ul>
	受胎～退牧	<ul style="list-style-type: none"> <li>受胎群にまとめて管理</li> <li>退牧前に妊娠の確認</li> </ul>

## 別紙7

## 令和3年度月別作業計画

	1	2	3	4
4月	放牧馴致（2群）	種畜衛生検査	堆肥追肥散布 簡易更新①	放牧準備（飲水確認）
5月	完全放牧（3群）	種畜検査		
6月				
7月	堆肥追肥（夏分）	部分種まき		水源大掃除（年1回程度）
8月	堆肥追肥（夏分）		部分種まき	掃除刈り
9月		部分種まき	簡易更新②	
10月	舎飼馴致（2群）			
11月				
12月				
1月	堆肥追肥（春分）			
2月	堆肥追肥（春分）			
3月	堆肥追肥（春分）			

※鹿柵点検・修理、牧柵点検・修理、堆肥散布、雑草除草、掃除刈り、草地更新については随時実施

別紙 8

天城公共牧場の FMD 防疫対策について

フェーズ		野生動物発生時の対応	農場発生時の対応
1	平常時	-	-
2	国内発生	天城関係者会議	天城関係者会議
3	国内発生 (※関係地域)	◆関係地域からの車両受入中止	-
4	隣接県発生	◆放牧制限協議 ◆指定牧区に電柵設置 ◆自主措置 ・預託の入牧制限 ・受胎牛の早期帰牧	◆自主措置 ・預託の入牧制限 ・受胎牛の早期帰牧
5	県内発生		◆放牧制限協議 ◆指定牧区に電柵設置
6	搬出制限 区域内発生		◆搬出制限 (半径 20km 以内農場：牛 3 戸、 豚 3 戸、特用 1 戸)
7	移動制限 区域内発生	◆移動制限 (半径 10km 以内農場：豚 1 戸) ◆放牧制限	
8	公共牧場発生	防疫措置	

- ◆放牧制限（法第 34 条、知事命令）
  - ・牧区を限定して飼養

関連業者

関係地域	会社	備考	頻度
北海道	全酪連	再預託先	毎月
愛知県	全酪連	再預託用、愛知県出発のトラック	稀に
	中部エコテック	縦型コンポスト修繕	年に 1 度
兵庫県		縦コン用白土購入	2 ヶ月に 1 度
県内	経済連	乾草、配合	週に 1 度
	ママシタ	チモシー、オーツ	週に 1 度

## 育成牛受託等の状況

年度	受託延頭数				預託料収入 千円	指定管理者 保有牛延頭数 頭	育成延頭数 頭	飼育職員数 (施設管理職員含) 人
	哺乳場 頭	放牧場 頭	畜産技術研究所 頭	計 頭				
H18	52,854	58,824	15,169	126,847	75,454	3,443	130,290	9
H19	44,256	51,138	14,770	110,164	67,583	5,954	116,118	9
H20	55,179	48,852	13,915	117,946	68,055	12,093	130,039	8
H21	66,042	60,839	14,456	141,337	81,551	6,026	147,363	8
H22	75,816	69,474	15,136	160,426	92,566	7,096	167,522	9
H23	65,877	60,854	14,544	141,275	81,516	9,732	151,007	8
H24	72,073	54,205	14,537	140,815	81,247	7,869	148,684	9
H25	64,130	51,733	13,675	129,538	74,701	8,768	138,306	7
H26	69,861	46,883	12,128	128,872	76,454	8,553	137,425	7
H27	71,394	55,063	12,668	139,125	82,640	7,434	146,559	7
H28	69,140	55,818	13,205	138,163	82,100	7,300	145,463	7
H29	70,793	64,565	13,287	148,645	89,484	6,750	155,395	7
H30	66,103	78,250	14,634	158,987	95,710	6,334	165,321	7
R1	69,905	99,677	15,368	184,950	112,385	5,985	190,935	7
R2	66,945	144,692	15,876	227,513	139,465	6,704	234,217	9
R3見込	72,500	139,500	15,100	227,100	82,640	6,000	233,100	9
R4計画	73,000	135,050	14,600	222,650	15,289	5,000	227,650	9

## 令和2年度静岡県家畜共同育成場事業報告書

所在地	静岡市葵区相生町14番26-3号
指定管理者名	公益社団法人 静岡県畜産協会
代表者氏名	会長 鈴木正三

## 1 業務の実施状況の概要

平成18年度から指定管理者として事業運営を行い、現在職員10名(うち本部1名)で運営している。

## (1) 預託事業の推進

平成19年度から預託推進員を県内各地に配置し預託推進を図るとともに、令和元年度は、牧場に預託農家・農協担当者・関係機関担当者を招き参観会を開催し、飼養状況・放牧管理状況等の説明、参加者との意見交換を行った。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、参観会は中止し、預託農家に牧場の評価、意見・要望等のアンケート調査を行った。

預託農家からの要望が多かった人工授精、特に性判別精液の利用については、令和元年度からは預託農家の希望に応じた人工授精を本格的に開始している。

乳用種初妊牛の高騰、性判別精液の普及、当牧場母牛の評価により、預託頭数は増加し、現在では収容可能頭数を大幅に超えた状況になっている。

## (2) 育成牛の飼養管理

毎月、群編成の変更ごとに飼料計算を行い、育成牛への飼料給与量を決定している。特に乾草品種の変更時や冬季の寒冷対策として、増体や繁殖成績を参考に随時修正を行った。しかし、令和元年～令和2年度の発育状況は、収容可能頭数を大幅に超える過密飼養、冬季の育成牛の野外飼養、秋季の嗜好性の悪い輸入乾草の給与により日本飼養標準の発育値を下回る発育成績であった。

繁殖管理としては、発情発見のための「牛歩」の活用と発情兆候の観察、発情微弱牛の定期的な直腸検査により繁殖成績の向上に努め、令和2年度の人工授精による受胎率は51%であった(性判別精液:49%、通常精液:62%)。また、平均受胎月齢は15.2か月齢で、全体の87%が16か月齢以内に受胎した。

放牧病対策として、東部家畜保健衛生所による定期的な衛生検査と早期治療を行っているが、令和2年度は、宇久須新牛舎外構工事の影響で利用牧区が制限され、放牧病の発生が増加した。また、特に哺乳場において発生の多い呼吸器病と下痢の対策として、東部家畜保健衛生所及び畜産技術研究所の協力を得て治療マニュアルを作成し治療を行った結果、重篤化・再発事例は減少し、死傷事故率も減少した。

## (3) 牧場使用機械・施設の維持管理

牧場職員による車両機械の始業前後の点検、月次点検及びグリスアップなどのメンテナンスを行うとともに、業者による年次点検及び修理を実施した。老朽化が進む施設については、危険箇所を中心に修繕による維持管理を行った。

預託頭数増加への対応や糞尿処理対策として、平成30年度は未利用の牧区22ha、令和元年度は11haについて放牧利用を再開し、さらに、令和2年度は放牧利用を1.6ha拡大した。また、良質牧草の確保のために平成30年度から順次、牧草簡易更新、堆肥又は化成肥料の散布を行っている。また、アザミ・ギンギン等の雑草繁茂牧区については、有用除草剤のスポット散布を行っている。

放牧地の拡大・放牧頭数の増加に対応して、平成30年度から放牧地に補助飼料を給与する簡易飼槽を順次設置し、令和元年度は、飼槽周囲の軟弱地盤対策としてコンクリート敷設を行った。

#### (4) 有害鳥獣防止対策

シカ・イノシシなどの有害鳥獣の侵入防止のために牧場周囲に設置された鹿柵については老朽化し破損個所が増加している。点検による破損個所の修理を頻繁に実施しているが短期間で多くの個所が破られるため、有害鳥獣の侵入を防げない状況にある。

牧場内に侵入したシカについては、地元猟友会の協力により、くくり罠による捕獲を行ったが、新たなシカの侵入により牧草の食害は減少していない。また、イノシシについては、平成30年度から伊豆市の協力により捕獲檻及び箱罠による捕獲を行い、牧場内のイノシシ数は激減している。

#### (5) 堆肥化処理施設

敷料としては高価なオガクズの購入量を低減するため、縦型コンボで生産した堆肥を戻し堆肥として敷料利用している。また、平成30年度からは縦型コンボで生産した堆肥と糞尿を混合し、堆積・切返しを繰り返した完熟堆肥を生産し、地元農協や耕種農家に無償で提供している。

#### (6) 安全対策の徹底

毎朝のミーティングにおいて、作業上の注意事項の確認、車両使用前の点検表による安全対策を徹底するとともに、入退場のための牛輸送担当者には出発前に安全運転についての声掛けを行っている。また、令和元年度は、畜産技術研究所職員を講師に農機具の安全作業・メンテナンス講習を開催した。

## 2 年間育成実績

### (1) 育成延べ頭数の実績

単位:頭

区分	受託牛				保有牛				合計
	哺乳場	放牧場	畜産技術 研究所	計	哺乳場	放牧場	畜産技術 研究所	計	
育成延べ 頭数	66,945 (69,000)	144,692 (150,000)	15,876 (16,054)	227,513 (235,054)	910 (1,500)	5,075 (5,500)		5,985 (7,000)	233,498 (242,054)

※上段実績、下段( )変更計画

### (2) 月別育成延べ頭数の実績

単位:頭

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
哺乳場	5,583 (5,583)	5,923 (5,923)	5,854 (5,854)	5,937 (5,937)	5,927 (5,927)	5,292 (5,292)	5,652 (5,652)	5,166 (5,166)	5,721 (5,721)	5,475 (6,152)	5,051 (5,576)	5,364 (6,217)	66,945 (69,000)
放牧場	10,239 (10,239)	11,147 (11,147)	11,220 (11,220)	11,966 (11,966)	12,534 (12,534)	12,724 (12,724)	13,767 (13,767)	13,015 (13,015)	12,757 (12,757)	12,548 (13,731)	10,852 (12,820)	11,923 (14,080)	144,692 (150,000)
畜産技術 研究所	1,467 (1,467)	1,488 (1,488)	1,440 (1,440)	1,488 (1,488)	1,394 (1,394)	1,121 (1,121)	781 (781)	747 (747)	1,213 (1,213)	1,595 (1,705)	1,529 (1,540)	1,613 (1,670)	15,876 (16,054)
計	17,289 (17,289)	18,558 (18,558)	18,514 (18,514)	19,391 (19,391)	19,855 (19,855)	19,137 (19,137)	20,200 (20,200)	18,928 (18,928)	19,691 (19,691)	19,618 (21,588)	17,432 (19,936)	18,900 (21,967)	227,513 (235,054)

※上段実績、下段( )変更計画

### 3 バイオマス施設年間管理実績

区 分		実績(A)	計画(B)	差(A)-(B)	発生元又は処理先	特記事項
メタン発酵施設	ふん尿処理量	0t	0t	0t		
	生ごみ処理量	0t	0t	0t		
	液肥処理量	0t	0t	0t	牧場	
堆肥化施設	ふん尿処理量	491.2	450t	41.2t	牧場	
	消化残渣処理量	0t	0t	0t		
	堆肥生産量	264t	250t	14t	牧場	
	堆肥供給量	27.9t	20t	7.9t	耕種農家	

### 4 自主事業に係る実績



5 収支決算

(1) 収入

単位：円

科 目	決算額(A)	変更予算額(B)	増減(A)-(B)	摘 要
I 事業収入	198,637,758	203,887,000	△ 5,249,242	
(1) 利用料金収入	139,465,469	141,089,000	△ 4,623,531	
(2) 県委託料	48,639,885	49,413,000	△ 773,115	
うち固定委託料	26,418,000	26,418,000	0	
うち変動委託料	22,221,885	22,995,000	△ 773,115	
(3) その他収入	10,532,404	10,385,000	147,404	
家畜売上収入	2,647,329	2,265,000	382,329	
種付料収入	2,619,100	2,500,000	119,100	
入場管理料収入	2,436,320	2,500,000	△ 63,680	
種付証明書料収入	172,700	170,000	21,440	
予防注射料収入	2,656,955	2,950,000	△ 293,045	
II 自主事業収入				
III その他収入	971,707	903,000	68,707	
(1) 受取利息	602	1,000	△ 398	
(2) 雑収入	0	2,000	△ 2,000	
(3) 減価償却取崩収入	971,105	900,000	71,105	
収入計 (C)	199,609,465	204,790,000	△ 5,180,535	

注1：固定委託料は、静岡県家畜共同育成場の管理運営に関する年度協定書第3条第1項に規定する委託料をいう。

注2：変動委託料は、静岡県家畜共同育成場の管理運営に関する年度協定書第3条第2項に規定する委託料をいう。

## (2)支出

単位：円

科 目	決算額(D)	変更予算額(B)	増減(D)-(E)	摘 要
I 事業費用	194,678,247	199,155,000	△ 4,476,753	
(1) 委託料	10,839,496	11,092,000	△ 252,504	
(2) 事業費	130,278,692	132,590,000	△ 2,311,308	
(3) 管理費	53,560,059	55,473,000	△ 1,912,941	
人件費	45,726,315	47,153,000	△ 1,426,685	
事務費	7,833,744	8,320,000	△ 486,256	
II 自主事業費用				
III その他費用	4,940,556	5,635,000	△ 694,444	
(1) 負担金	49,700	50,000	△ 300	
(2) 補償及び賠償金	3,340,114	3,500,000	△ 159,886	
(3) 備品購入費	945,000	945,000	0	
(4) 減価償却引当金他	605,742	1,140,000	△ 534,258	
費用計 (F)	199,618,803	204,790,000	△ 5,171,197	
当期収支差額(C)-(F)	△ 9,338	0	△ 9,338	

## R2収支決算

科 目	決算額 (A)	変更計画 (B)	増減(A-B)
<b>I 事業収入</b>	<b>198,637,758</b>	<b>203,887,000</b>	<b>-5,249,242</b>
(1) 家畜共同育成費収入	139,465,469	144,089,000	-4,623,531
(2) 県委託料	48,639,885	49,413,000	-773,115
家畜育成場管理事業・固定収入	26,418,000	26,418,000	0
家畜育成場管理事業・変動収入	22,221,885	22,995,000	-773,115
(3) その他収入	10,532,404	10,385,000	147,404
家畜売上収入	2,047,329	2,266,000	382,329
家畜共同育成種付収入	2,619,100	2,500,000	119,100
家畜共同育成入退場管理収入	2,436,320	2,500,000	-63,680
家畜共同育成種付証明書収入	172,700	170,000	2,700
家畜共同育成予防注射収入	2,656,955	2,950,000	-293,045
<b>II 自主事業収入</b>			
<b>III その他収入</b>	<b>971,707</b>	<b>903,000</b>	<b>68,707</b>
受取利息収入	602	1,000	-398
雑 収 入	0	2,000	
減価償却取崩収入	971,105	900,000	71,105
収入計 (C)	199,609,465	204,790,000	-5,180,535
<b>I 事業費用</b>	<b>194,678,247</b>	<b>199,155,000</b>	<b>-4,476,753</b>
(1) 委託料	10,839,496	11,092,000	-252,504
家畜育成場委託飼育料	6,128,908	6,198,000	-69,092
畜技委託経費	265,650	254,000	11,650
家畜育成場管理委託料	3,190,000	3,190,000	0
家畜育成場電気施設保守契約料	1,254,938	1,450,000	-195,062
(2) 事業費	130,278,692	132,590,000	-2,311,308
事業推進費	297,848	300,000	-2,152
需用費	129,980,844	132,290,000	-2,309,156
飼 料 費	93,819,030	96,500,000	-2,680,970
肥 料 費	0	50,000	-50,000
種 苗 費	0	50,000	-50,000
家畜衛生費	11,313,411	10,750,000	563,411
消耗品費	10,013,528	10,000,000	13,528
修繕費	7,458,097	7,000,000	458,097
光熱水料費	5,996,686	6,500,000	-503,314
賃借料費	1,060,282	1,040,000	20,282
雑 費	319,810	400,000	-80,190
(3) 管理費	53,560,059	55,473,000	-1,912,941
人件費	45,726,315	47,153,000	-1,426,685
役員報酬	2,068,090	2,500,000	-431,910
給料手当	2,760,400	3,300,000	-539,600
嘱託職員手当	32,441,158	32,600,000	-158,842
非常勤嘱託職員	1,161,600	1,200,000	38,400
臨時雇用賃金	416,250	417,000	-750
福利厚生費	88,747	90,000	-1,253
法定福利費	6,236,870	6,500,000	-263,130
退職金共済事業掛金	553,200	546,000	7,200
事務費	7,833,744	8,320,000	-486,256
旅費交通費	622,710	700,000	-77,290
通信運搬費	532,131	600,000	-67,869
印刷製本費	120,806	120,000	806
諸謝金	0	0	0
租税公課	5,679,534	6,000,000	-320,466
保険料	878,563	900,000	-21,437
<b>II 自主事業費</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III その他費用</b>	<b>4,940,556</b>	<b>5,635,000</b>	<b>-694,444</b>
(1) 家畜共同育成場負担金支出	49,700	50,000	-300
(2) 家畜共同育成場補償費及び賠償金	3,340,114	3,500,000	159,886
(3) 備品購入費	945,000	945,000	0
家畜購入	0	0	0
その他備品	945,000	945,000	0
(4) 減価償却引当預金他	605,742	1,140,000	-534,258
退職給付引当預金支出	0	0	0
賞与引当金繰入額	0	0	0
減価償却引当預金支出	605,742	1,140,000	-534,258
費用計 (F)	199,618,803	204,790,000	-5,171,197
収支差額 (C-F)	-9,338	0	-9,338

## 静岡県畜産技術研究所の試験への受託牛の提供について

令和3年度まで家畜共同育成事業を実施している(公社)静岡県畜産協会は、静岡県畜産技術研究所(以下、「畜技」という。)の放牧技術に関する研究や受精卵移植技術に関する研究等に協力するため、預託農家の合意のもと受託牛の一部を畜技に提供してきました。

提供に当たって、育成に係る費用(1日1頭当たり378円)を委託費として協会から畜技に支払っています(指定管理者が預託農家から徴収する利用料金は、畜技へ提供している期間を含めて徴収します。)

なお、畜技に提供した受託牛は、他の受託牛と同様、育成期間終了後は預託農家に戻されます。

令和4年度以降も畜技の試験に協力していただくこととなります。具体的な協力頭数等は今後、指定管理者と県との協議により決めることとなります。

これまでの畜技への協力実績は下表のとおりです。

表 畜技への提供状況

年度	提供延べ頭数	委託金額
	頭	千円
H18	15,169	5,567
H19	14,770	5,421
H20	14,521	5,329
H21	14,456	5,305
H22	15,136	5,555
H23	14,544	5,338
H24	14,531	5,333
H25	13,601	4,992
H26	11,966	4,523
H27	12,668	4,789
H28	13,205	5,020
H29	13,287	5,062
H30	14,634	5,532
R1	15,368	5,881
R2	15,876	6,129

※ 1日1頭当たり単価378円(H25年度までは、367円/頭・日)

## 焼津市以西の受託牛の輸送について

県は、平成 17 年度に静岡県家畜共同育成場小笠哺乳場（菊川市友田）の機能を天城哺乳場に統合し、小笠哺乳場は 16 年度をもって廃止しました。

これにともない、現在、（公社）静岡県畜産協会は焼津市以西の受託牛の天城哺乳場への輸送を浜名酪農協同組合に委託しています。

平成 18～令和 3 年度の（公社）静岡県畜産協会の浜名酪農協同組合への輸送委託状況は下表のとおりです。

平成 18～令和 3 年度（公社）静岡県畜産協会の受託牛輸送の委託状況

委託先	委託費	輸送回数	備考
浜名酪農協同組合	H18～26 3,045 千円/年 H27～28 3,132 千円/年 H29～R3 3,190 千円/年	4 回/月 (2 往復)	輸送には県保有家畜輸送車（4 t トラック）を使用

## 家畜伝染病の検査等について

静岡県家畜共同育成場では、受託牛の健康状態を良好に維持するため、静岡県家畜保健衛生所による家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査及び放牧牛に特有の疾病の検査等の衛生対策を実施しています。以下にその概要を紹介しますので飼養管理の参考にしてください。

### 1 家畜伝染病等の検査

- (1) 実施機関：静岡県東部家畜保健衛生所
- (2) 時期：随時 1ヶ月に1回程度
- (3) 検査場所：天城哺乳場
- (4) 実施根拠：家畜伝染病予防法第5条の規定による知事の命令に基づく検査又は同法第51条の規定に基づく家畜防疫員の検査
- (5) 検査項目：ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫
- (6) 検査結果による措置

家畜伝染病は、法に基づく措置とします。

牛伝染性リンパ腫**抗体陽性牛は、退場措置とします。**

### 2 その他の衛生検査

- (1) 実施機関：静岡県東部家畜保健衛生所、静岡県畜産技術研究所
- (2) 時期：通年
- (3) 検査場所：天城放牧場
- (4) 検査項目：ピロプラズマ症等の放牧による疾病、一般臨床検査（傷病、栄養状態等）
- (5) 検査結果による措置

飼養管理方法の改善や獣医師の治療、駆虫等の対策を行います。

### 3 衛生対策及び疾病治療に関する役割分担

- (1) 家畜保健衛生所及び畜産技術研究所
  - ・ 法に基づく検査、衛生検査とその結果に基づく指導
  - ・ 繁殖管理についての技術指導
- (2) 指定管理者
  - ・ 一般傷病、繁殖障害の治療